

最終処分場跡地形質変更に係る 施行ガイドライン

廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会

はじめに

廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態であるものの、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがある。

このため、平成 16 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。同様に、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則を、以下「令」、「規則」という。）改正においては、廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施行方法の基準に従い実施することと知事への事前の届出が義務づけられたところである。

この施行方法の基準を調査・検討するため、「廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討調査」業務を環境省より財団法人廃棄物研究財団が受託し、学識経験者及び行政等の専門家で構成する「廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会（委員長：嘉門雅史京都大学大学院教授）」及び「同作業部会（部会長：井上雄三(独)国立環境研究所最終処分技術研究開発室室長）」を設置した。

この中で、最終処分場跡地利用に関する都道府県アンケート調査結果、既存文献調査をもとに、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にに関して、指定区域の指定範囲と指定方法、届出事項、届出が不要な場合の考え方、施行基準等の具体的な内容を検討するとともに、都道府県知事等や事業者が法の適正な執行に資するためのガイドライン内容について検討したものである。

別 紙

廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会名簿（五十音順）

委員長	嘉門 雅史	京都大学大学院地球環境学堂 地球親和技術学廊 教授
委員	井上 雄三	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 室長
委員	小田 勝也	国土技術政策総合研究所 沿岸海洋研究部沿岸防災研究室 室長
委員	小野 雄策	埼玉県環境科学国際センター 廃棄物管理担当 担当部長
委員	島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院 環境システム科学研究センター 教授
委員	田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属環境質制御研究センター 教授
委員	橋本 久夫	広島県環境生活部環境局 産業廃棄物対策室 室長
委員	樋口 壮太郎	福岡大学大学院工学研究科 資源循環・環境工学専攻 教授
委員	平田 耕二	東京都港湾局港湾整備部技術管理課 課長
委員	三木 博史	(独)土木研究所 技術推進本部 本部長

廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会作業部会名簿(五十音順)

部会長	井上 雄三	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 室長
副部会長	小田 勝也	国土技術政策総合研究所 沿岸海洋研究部沿岸防災研究室 室長
副部会長	小橋 秀俊	(独)土木研究所 材料地盤研究グループ 上席研究員
部会員	今泉 繁良	宇都宮大学大学院 工学研究科 エネルギー環境科学専攻 環境エネルギー工学講座 教授
部会員	遠藤 和人	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 研究員
部会員	小野 雄策	埼玉県環境科学国際センター 廃棄物管理担当 部長
部会員	勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 地球親和技術学廊 社会基盤親和技術論分野 助教授
部会員	菊池 喜昭	(独)港湾空港技術研究所 地盤・構造部 基礎工研究室 室長
部会員	山田 正人	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター 最終処分技術研究開発室 主任研究員
部会員	渡部 要一	(独)港湾空港技術研究所 地盤・構造部 土質研究室 室長
アドバイザー	石垣 智基	(独)国立環境研究所 循環型社会形成推進・廃棄物研究センター

< 協力委員 >

協力委員	石田 道彦	株式会社大林組 土木技術本部 環境技術第一部 土壌浄化第一グループ グループ長
協力委員	小久保 裕	五洋建設株式会社 土木部門 環境事業部
協力委員	櫻井 良宏	東亜建設工業株式会社 土木本部 設計部 設計第一課長
協力委員	谷澤 房郎	大成建設株式会社 エコロジー本部 環境保全グループ シニアエンジニア
協力委員	中村 貞義	鹿島建設株式会社 環境本部 廃棄物環境グループ 次長
協力委員	山口 直久	株式会社エックス都市研究所 第二研究本部 環境保全計画室 室長補佐

事務局

事務局	八木 美雄	財団法人廃棄物研究財団 常務理事
事務局	杉山 吉男	財団法人廃棄物研究財団 研究企画・振興担当部長
事務局	清野 昭則	財団法人廃棄物研究財団 東京研究所 主任研究員
事務局	衛藤 学	財団法人廃棄物研究財団 東京研究所 主任研究員
事務局	宇佐見貞彦	八千代エンジニアリング株式会社 総合事業本部 環境施設部 技術第二課 課長
事務局	大渡 俊典	八千代エンジニアリング株式会社 総合事業本部 環境施設部 技術第二課

目次

はじめに

1 . 総則	3-1
1 . 1 目的	3-1
1 . 2 用語の定義	3-3
1 . 3 適用範囲	3-5
1 . 4 ガイドラインの体系	3-6
2 . 指定区域について	3-8
2 . 1 指定区域	3-8
2 . 2 指定区域の指定等	3-11
3 . 土地の形質の変更の届出等	3-15
3 . 1 土地の形質の変更の届出	3-15
3 . 2 事後の届出	3-22
3 . 3 事前の届出を要しない土地の形質の変更	3-23
4 . 施行方法	3-27
4 . 1 土地の形質の変更の施行方法に関する基準	3-27
4 . 2 廃棄物と土地利用に応じた適切な施行	3-29
4 . 3 事前調査	3-32
4 . 4 具体的な施工の方法	3-39
4 . 4 . 1 廃棄物の飛散・流出防止	3-39
4 . 4 . 2 悪臭ガスの防止	3-44
4 . 4 . 3 可燃性ガス等による火災等の防止	3-47
4 . 4 . 4 内部保有水等による水質汚濁防止	3-51
4 . 4 . 5 覆いの機能維持	3-52
4 . 4 . 6 設備の機能維持	3-54
4 . 4 . 7 掘削廃棄物の適正処理	3-72
4 . 4 . 8 その他	3-75
4 . 5 モニタリングと環境保全対策	3-77
4 . 5 . 1 モニタリングと環境保全対策	3-77
4 . 5 . 2 外部地下水への汚染拡散防止措置	3-81
4 . 6 その他	3-83

おわりに

【参 考】

参考資料 - 1	関係法令（抜粋）	参-1
参考資料 - 2	土地の形質の変更と生活環境影響の関連	参-9
参考資料 - 3	関係する基準等	参-16
参考資料 - 4	プロワ吸引量と活性炭吸着等の規模計算例	参-23
参考資料 - 5	発生ガス量と換気量の算定例	参-24
参考資料 - 6	跡地利用施設に関するガス対策	参-26
参考資料 - 7	擁壁等流出防止設備の安定計算方法例	参-32
参考資料 - 8	造成法面の安定計算方法例	参-35
参考資料 - 9	ガスの性状	参-39
参考資料 - 10	雨水流出量の計算方法例	参-41
参考資料 - 11	地盤の沈下計算方法と遮水シートに働く応力計算例	参-43

1. 総則

1.1 目的

本ガイドラインは、平成16年に改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。同様に、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則を、以下「令」、「規則」という。）に基づき、廃棄物が地下にある土地の形質の変更にあたって、施行方法の基準に沿った事前調査、施工及びモニタリング等の内容を示すことによりその適正な施行を確保し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

【解説】

廃止された廃棄物の最終処分場については、安定的な状態ではあるものの、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることで、その廃棄物の発酵や分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがある。

こうしたことから、平成16年の法の改正においては、廃棄物が地下にある土地であって土地の形質の変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域を都道府県知事又は保健所設置市長（以下、「都道府県知事等」という。）が指定区域として指定し、当該区域において土地の形質の変更を行おうとする者が、事前に土地の形質の変更の内容を都道府県知事等に届け出ることを義務付ける。都道府県知事等はその届出内容が施行方法の基準に適合しないと認める場合には当該施行方法に関する計画の変更を命ずることができるようにした。

本ガイドラインは、法に基づいて廃棄物が地下にある土地の形質の変更を行う場合に必要な施行方法を記述したものである。

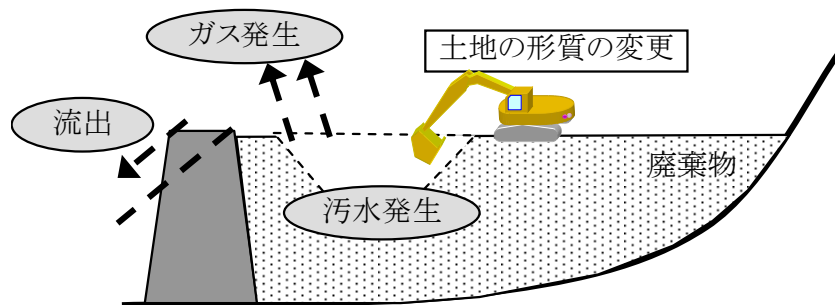


図 1-1 土地の形質の変更による生活環境保全上の支障のイメージ

参考までに、廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る届出制度の体系を図 1-2 に示す。

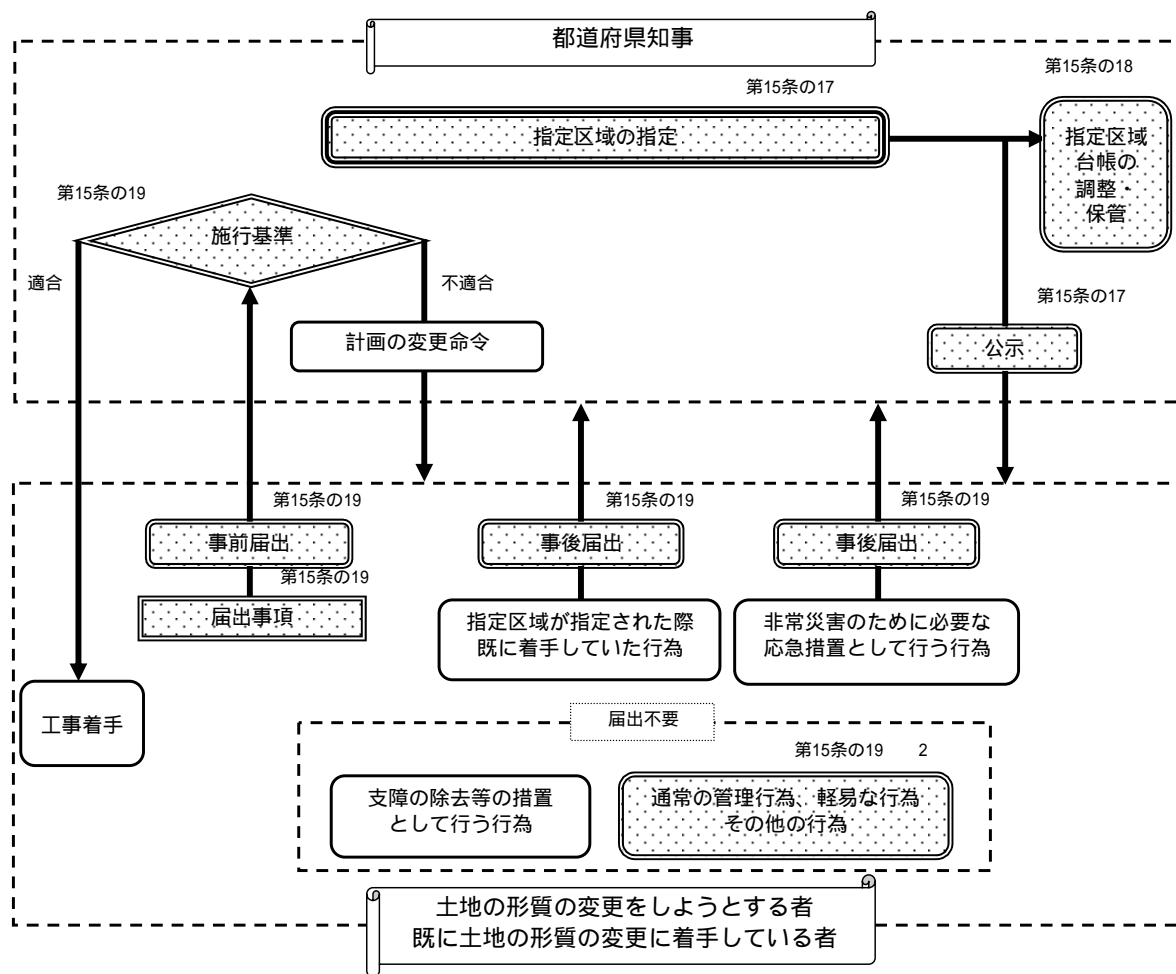


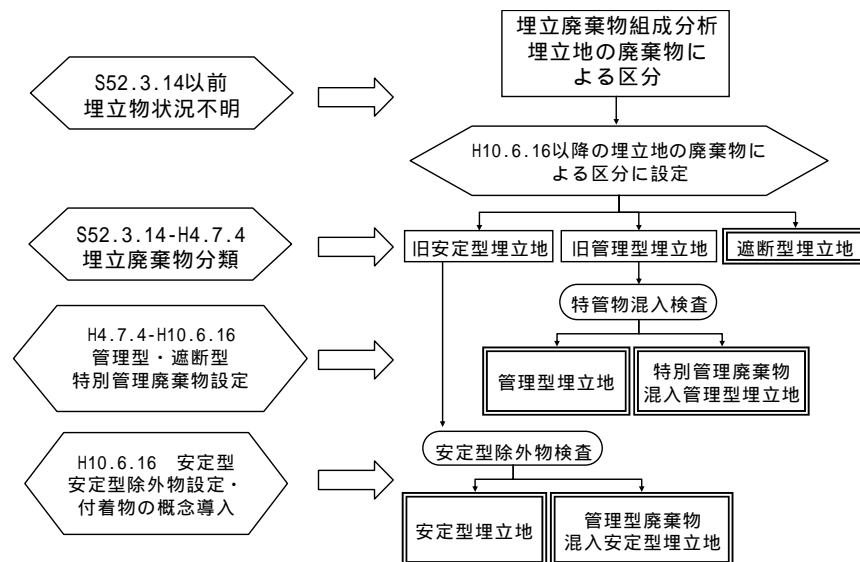
図 1-2 廃棄物が地下にある土地の形質の変更に係る届出制度の体系

1.2 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を以下に示す。

- 1) 「廃棄物」とは、廃棄物処理法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- 2) 「廃棄物埋立地」とは、法第 15 条の 17 の指定区域に指定された廃棄物の埋立処分場所(不法投棄地を含む。)をいう。
- 3) 「廃止」とは、もはや最終処分場として維持管理の必要がない程度まで、埋め立てた廃棄物が安定化したことが何らかの方法で確認されている状態をいう。なお、平成 10 年 6 月 16 日以降は法第 9 条第 5 項の確認を受けた状態、平成 4 年 7 月 4 日から平成 10 年 6 月 15 日の間は廃止の届出が提出された状態をいう。
- 4) 「不法投棄地」とは、廃棄物が不法に投棄された土地及び法や一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 総理府・厚生省令第 1 号。以下、「基準省令」という。）に違反した廃棄物埋立地のうち、廃棄物を残存させたまま生活環境上の支障の除去措置が講じられた土地をいう。
- 5) 「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、開墾等の行為をいう。
- 6) 「事前調査」とは、土地の形質を変更しようとする場合に、当該廃棄物埋立地に関して、廃棄物の種類、設備の構造と位置、水質・ガス等の測定結果等の関連する情報を工事計画策定前に収集し、当該廃棄物埋立地の廃棄物による区分や生活環境保全上の支障が生ずるおそれが考えられる事項等について把握するための、既存情報や必要に応じた現地調査のことをいう。
- 7) 「施工」とは、廃棄物埋立地の土地の形質を変更する盛土、掘削、舗装、工作物の設置、既存構造物の改変等の工事をいう。
- 8) 「モニタリング」とは、土地の形質の変更行為の着手前と工事完了後の一定期間、廃棄物の飛散・流出、悪臭、可燃性ガス、保有水等や浸透水の水質、周縁地下水の水質、及び地盤・構造物の変位等、生活環境保全上生ずるおそれのある支障について調査・監視することをいう。
- 9) 「ガス」とは、廃棄物埋立地から発生する悪臭成分を含むガスや可燃性ガス等をいう。
- 10) 「試掘」とは、廃棄物埋立地の廃棄物の種類やガス等の性状を把握するためボーリングやバックホウ等により廃棄物を掘削することをいう。
- 11) 「保有水等」とは、基準省令で定める一般廃棄物又は産業廃棄物の保有水及び雨水等をいう。
- 12) 「浸透水」とは、基準省令で定める安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。
- 13) 「周縁地下水」とは、基準省令で定める埋立地の周縁の地下水をいう。水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域又は周縁の地下水をいう。
- 14) 「安定型埋立地」とは、安定型産業廃棄物のみが埋め立てられた廃棄物埋立地をいう。

- 15) 「管理型混入安定型埋立地」とは、例えばシュレッダーダストのように、埋立当時は安定型産業廃棄物とされていたが、現状では管理型産業廃棄物とされている安定型産業廃棄物以外の廃棄物が埋め立てられた廃棄物埋立地をいう。
- 16) 「管理型埋立地」とは、管理型産業廃棄物の埋立地、一般廃棄物の埋立地、安定型産業廃棄物が埋め立てられた埋立地、不法投棄地、及び埋め立てられた廃棄物が不明な廃棄物埋立地をいう。
- 17) 「特別管理廃棄物混入管理型埋立地」とは、例えばアスベストや感染性廃棄物等のように、埋立当時は管理型廃棄物とされていたが、現状では特別管理廃棄物とされている廃棄物が埋め立てられた廃棄物埋立地をいう。
- 18) 「遮断型埋立地」とは、令第7条第14号イに定める廃棄物埋立地をいう。
- 19) 「廃棄物埋立地の廃棄物による区分」とは、廃棄物埋立地を埋め立てられた廃棄物の種類により、「安定型埋立地」、「管理型混入安定型埋立地」、「管理型埋立地」、「特別管理廃棄物混入管理型埋立地」、「遮断型埋立地」に区分することをいう（下図参照）。



本ガイドラインでは、廃棄物埋立地を二重線で囲った5種類に区分し、これらを対象とした。

- 20) 「表層利用」とは、土砂等による覆い（覆土）の機能を残存するような掘削しか伴わず、盛土や構造物の設置などを行う利用のことをいう。
- 21) 「中層利用」とは、覆土と廃棄物の掘削により、遮水工、保有水等集排水設備又は浸透水集排水設備、地下水集排水設備等の形質を変更しない利用のことをいう。
- 22) 「底層利用」とは、遮水工、保有水等集排水設備又は浸透水集排水設備、地下水集排水設備等の設備を改変する利用又は廃棄物埋立地の底部までの掘削を行う利用のことをいう。
- 23) 「埋立廃棄物等」とは、廃棄物埋立地に存在する廃棄物、及び廃棄物に接触し汚染された可能性を有する土砂をいう。
- 24) 「不透水性地層」とは、基準省令に定めるように、地下の全面に厚さが5m以上であり、かつ透水係数が100nm/sec（岩盤にあってはルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。

1.3 適用範囲

本ガイドラインは、法第 15 条の 17 第 1 項に定める指定区域（以下「指定区域」という。）において土地の形質の変更を行う場合に適用する。

【解説】

本ガイドラインは、廃棄物が地下にある土地のうち、法第 15 条の 17 第 1 項に定める指定区域について適用する。なお、指定区域以外の廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしようとする場合にあっては、本ガイドラインを活用することが可能である。

本ガイドラインにおいて、「土地の形質の変更を行う者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者である。請負等の契約等により土地の形質の変更が行われる場合は、契約の内容が場所及び深さを特定して土地の形質の変更を行うことを定めるものであれば、工事の具体的な計画を定めるものと解され、発注者がこれに該当する。

一方、契約の内容が建築物を完成することなどを定めるものであれば、工事の具体的な計画を定めるものでないと解され、受注者が該当する。

また、元請業者と下請業者の関係については、通常は元請業者が工事の施行方法の具体的な計画を定めた上で、その作業の実施を下請業者に請け負わせることから、通常は元請業者が該当する。

1.4 ガイドラインの体系

施行方法には、事前調査、施工及びモニタリングの一連のものが含まれる。

本ガイドラインでは、2章において都道府県知事等による指定区域の指定の流れ、3章において指定区域の土地の形質の変更に係る届出、4章において施行方法として事前調査、施工、並びにモニタリングについて示す。

【解説】

1) 都道府県知事等における指定区域の指定に係るフロー

指定区域を都道府県知事等が指定する場合は、図 1-3 に示すとおり、廃止届出台帳や許可申請書等を参照して、指定区域を指定するとともに台帳を作成する。指定区域の指定にあたって収集した情報や関係書類は、都道府県知事等によって保管しておくことが望ましい。

2) 土地の形質の変更に係るフロー

軽易な行為等を除き、当該土地の形質の変更をしようとする場合は、予め土地の形質の変更によって生ずる生活環境保全上の支障の程度を把握するため、廃棄物の種類、施設の構造、施設の位置や構造等を把握できる資料、水質・ガス等の測定結果等の事前情報の収集や、必要に応じた現地調査を行うこととした。また、生活環境保全上の支障の程度に応じて適切な環境保全対策やモニタリング計画等を策定する必要がある。

さらに、土地の形質の変更の工事においては、事前の予測と異なった、又は事前に予測困難であった事態にあっても生活環境保全上の支障が生ずることを最小限に留めるため、工事着工前、工事中及び工事完了後においてモニタリングを行うこととした。

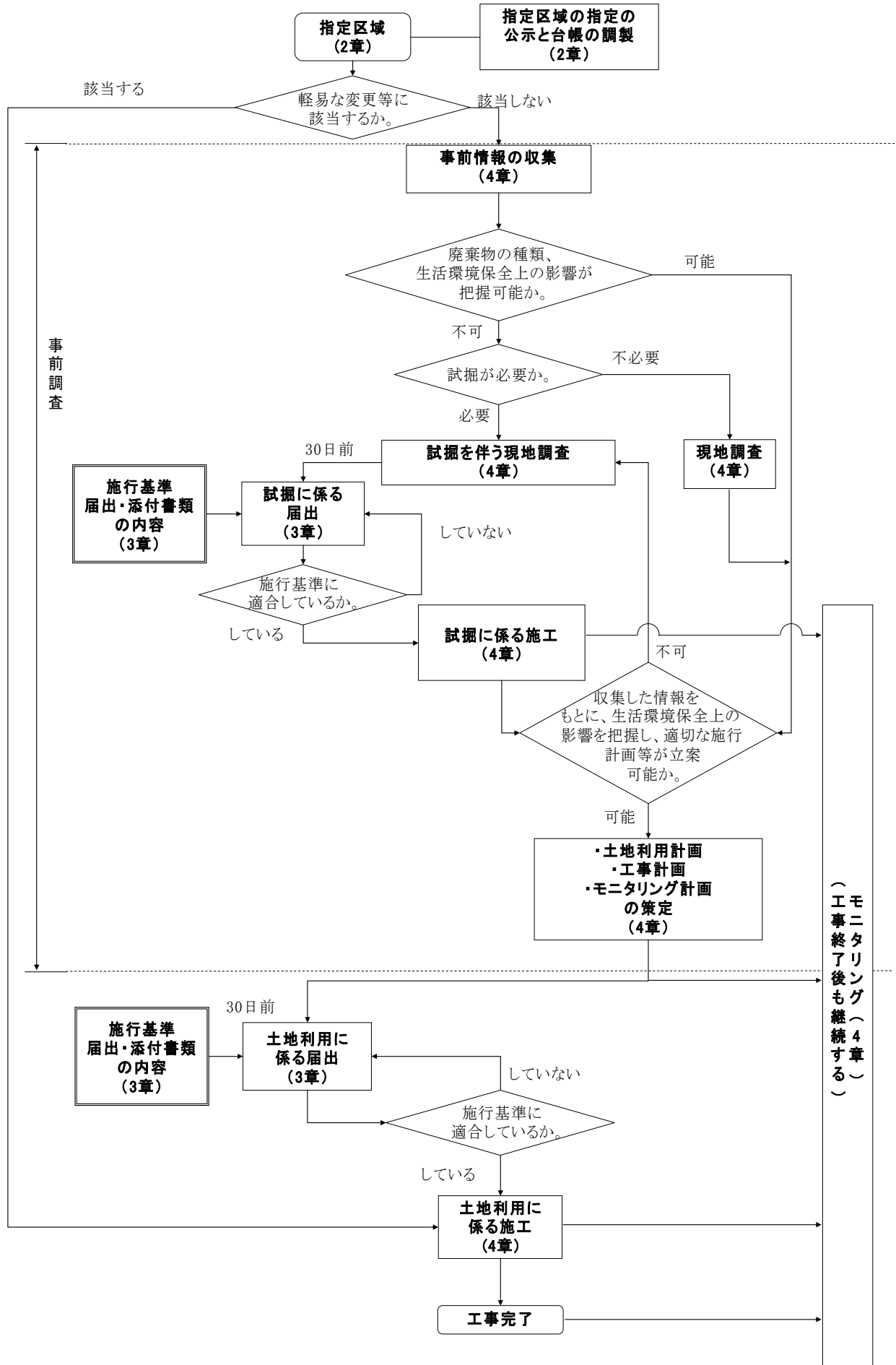


図 1-3 土地の形質の変更に係る施行方法についての体系

2. 指定区域について

2.1 指定区域

指定の対象となる区域は、現に生活環境保全上支障が生ずるおそれがない廃棄物の最終処分場の跡地等であって、土地の形質の変更に伴い生活環境保全上支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生、公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずるおそれがある跡地その他の埋立処分の場所であり、具体的には次のとおりである。

廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第1号】

廃止の確認の制度の施行日（平成10年6月16日）より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第2号】

廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成4年7月4日）より前に廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】

市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】

法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地【令第13条の2第3号ロ】

【解説】

法において生活環境保全上の支障とは、廃棄物の飛散・流出、放流水による公共の水域や地下水への汚染、ガスの発散、害虫等の発生、周辺環境への悪臭、騒音、振動の発生であり、廃棄物が地下にある土地において、掘削等の土地の形質の変更を行うことにより、何らかの生活環境保全上の支障が生じうる。このため、指定区域の対象は、現に生活環境保全上支障が生ずるおそれがない廃棄物の最終処分場の跡地（廃棄物の埋立区域に関する記録を行政庁が公的な情報として把握できるもの）を基本としたものである。

～ については、法に基づき届出又は許可が必要とされた廃棄物処理施設であり、廃止された時期によって、廃止確認制度以降、廃止届出制度から廃止確認制度まで、廃止届出制度以前に分類されている。

については、廃棄物処理施設には該当しない、いわゆるミニ処分場又は旧処分場であって、市町村又は廃棄物処理業者が廃棄物処分の事業として行った廃棄物埋立地である。

また、については、廃棄物埋立地のうち、不法投棄地は、措置命令や代執行により支障の除去が図られた後も、土地の形質の変更によって生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合（遮水封じ込め措置がなされた場合）があり、土地の形質の変更に伴い生活環境保全上の支障が再発するおそれがあるためでもある。

なお、法が施行される昭和46年9月24日以前に既に埋立完了していた廃棄物埋立地

は対象外である。

法の変遷の概要を表 2-1 に示す。

表 2-1 法の変遷の概要

年	概要
S46.9.24	廃棄物処理法施行(廃棄物を一廃と産廃に区分)
S52.3.14	基準省令、最終処分場を「安定型」「遮断型」「管理型」に区別
H4.7.4	廃止届、特別管理廃棄物新設
H9.12.1	ミニ処分場の規制強化
H10.6.16	廃止確認、安定型産廃の規定追加

廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号、一部改正 平成 17 年政令第 5 号）

（指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地）

第十三条の二 法第十五条の十七第一項の政令で定める土地は、次のとおりとする。

- 一 法第九条第五項（法第九条の三第十項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
- 三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの（前二号に掲げるものを除く。）
 - イ 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの
 - ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの

廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、一部改正 平成 17 年環境省令第 7 号）

（令第十三条の二の環境省令で定める埋立地）

第十二条の三十一 令第十三条の二第三号イの規定による環境省令で定める埋立地は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場であつて廃止されたもの又は旧法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場であつて廃止されたものに係る埋立地
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村若しくは法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたもの又は市町村、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたものに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所にあつては、令第五条第二項又は第七条第十四号八に基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）

（令第十三条の二の環境省令で定める措置）

第十二条の三十二 令第十三条の二第三号ロの規定による環境省令で定める措置は、法第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項若しくは第十九条の六第一項の規定に基づく命令に係る措置又は法第十九条の七第一項若しくは第十九条の八第一項の規定に基づく措置その他これらに相当する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止が十分に講じられた措置であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 廃棄物のある層の側面に、不透水性の地層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置する措置
- 二 廃棄物を埋立地から掘削し、当該埋立地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した廃棄物を埋め戻す措置
- 三 廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は土砂により覆い、これらによる覆いの損壊を防止する措置

2.2 指定区域の指定等

1) 指定区域の指定の公示【法第15条の17】

都道府県知事等は、都道府県等で保管している廃棄物処理業許可申請書、廃棄物処理施設設置届出書、廃棄物処理施設設置許可申請書、報告徴収結果又は立入検査結果等（以下「指定区域調査」という。）による調査の結果、2.1節に掲げる廃棄物埋立地に該当すると認める場合には、当該土地の区域を指定区域として指定し、その旨を公示するものとする。

また、廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなると認めるときは、当該土地について指定区域の指定を解除し、その旨を公示するものとする。

【解説】

指定区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずる(法第15条の17第3項)ことから、公示は、指定区域調査の結果や廃棄物の除去を完了した旨の報告を受け、それを確認した後速やかに行うものとする。

1) 指定区域の指定の公示

指定区域の公示は、指定区域調査の結果等を踏まえ、指定をする旨、指定区域及び2.1節に掲げる廃棄物埋立地の区分を明示して、都道府県等の公報等に掲載して行うものとする。

指定区域の明示については、市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番、平面図のいずれかによることとする。

これについては、を基本とし、一の地番の土地の一部を指定する場合には、により「...の地番の一部」と記載するか、又はにより平面図を用いて明示することとする。

2) 指定区域の指定の解除

指定区域の解除は、廃棄物の除去等により指定区域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなると認めるときに行うものとする。

公示の方法については、1)と同様である。

「廃棄物の除去等」とは、廃棄物の全量除去のほか、廃棄物が完全に除去されていないが廃棄物が分解・安定化し、ガスや水質が通常の土地と大差なくなり外観的にも土壌と区別できないような状態になった場合のことである。

3) 指定の手順と方法

都道府県等においては指定の前にできるだけ情報を収集することとし、廃棄物埋立地の区域指定は原則として表2-2により行うこと。

なお、情報の収集にあたっては次のような情報を参考にする。

- ・廃止台帳(法第19条の10)
- ・最終処分場設置届出、許可申請の際の添付図面
- ・立入、調査記録
- ・市町村等への照会

表 2-2 指定区域の指定方法

設置届等から得られる情報		指定の方法
最終処分場の平面図が存在する場合	縮尺 2,500 分の 1 程度以上の精度の平面図があり、誤差 2m 程度で埋立区域が特定できる場合	地番及び平面図で確認できる埋立区域をもとに地番と区域を指定する。
	上記ほどの精度の平面図はないもしくは敷地境界はわかるが埋立区域が特定できない場合	地番が分かる場合は地番で指定する。地番が分からない場合は、平面図に加えて埋立後の地形図等をもとにして、地番を確定して埋立区域を指定する。
最終処分場の平面図が存在しない場合	設置届出等の書類により地番がわかる場合	地番を埋立区域として指定する。

廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号、一部改正 平成 16 年法律第 40 号）
（指定区域の指定等）

第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

廃棄物処理法施行令（昭和 46 年政令第 300 号、一部改正 平成 17 年政令第 5 号）
（指定区域として指定する廃棄物が地下にある土地）

第十三条の二 法第十五条の十七第一項の政令で定める土地は、次のとおりとする。

一 法第九条第五項（法第九条の第三十項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

三 一般廃棄物又は産業廃棄物の埋立地であつて、次のいずれかに該当するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 継続的に又は反復して埋立処分が行われた埋立地であつて環境省令で定めるもの

ロ 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの

廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、一部改正 平成 17 年環境省令第 7 号）
（指定区域の指定の公示）

第十二条の三十三 法第十五条の十七第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第十三条の二の規定による埋立地の区分（同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分（以下「埋立地の区分」という。））を明示して、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

二 平面図

2) 指定区域台帳の調製【法第15条の18】

都道府県知事等は、指定区域について、その所在地、埋立地の区分等を記載した台帳（以下「指定区域台帳」という。）を調製するものとする。

また、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(1) 台帳の調製

指定区域台帳は、帳簿及び図面をもって、指定区域ごとに調製するものとする。

台帳の帳簿の記載事項は、指定年月日、指定区域の所在地、指定区域の概況、指定区域の区分、土地の形質の変更の実施状況とする。なお、法の趣旨の範囲内において、その他の情報を記載事項とすることを妨げるものではない。

指定区域台帳の図面は、指定区域の位置を明示した周辺の地図とする。

(2) 台帳の訂正

都道府県知事等は、台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正しなければならないものとする。

【解説】

(1) 台帳の調製

「指定区域の所在地」は、市町村、大字、字、小字、地番等により表示するものとする。「指定区域の区分」は、2.1節の～に記載されている条文のうち、該当する根拠条項を記載するものとする。「指定区域の概況」は、指定区域の利用の現況等(例：住宅、駐車場等)を記載するものとする。「土地の形質の変更」については、法第15条の19第1項の届出が行われたもののみ台帳に記載すれば足り、届出を要しない土地の形質の変更まで記載する必要はないこと。

(2) 台帳の訂正

「台帳の記載事項に変更があったとき」とは、台帳の記載事項のうち「土地の形質の変更の実施状況」については、原則として法第15条の19第1項の届出を受けたものを記載するものとするが、届出を経ることなく実施したもの(法第15条の19第1項第2号に掲げる通常の管理行為、軽易な行為等に該当するため届出を要しないもの)であって任意の報告等により都道府県等が把握しえたものについては台帳に記載することとする。

指定区域の解除を行った場合には、当該指定区域に係る帳簿及び図面を指定区域台帳から消除するものとする。ただし、消除された指定区域台帳の情報についても保管し、必要に応じて情報提供を行うことが望ましい。

(3) 指定区域台帳の閲覧

台帳の閲覧を拒むことができる「正当な理由」とは、閲覧を求められた時点で指定区域台帳の編纂作業中であり、閲覧させられる状態にない等の限定された場合のみを指すものである。通常、閲覧は、都道府県等の担当課や情報公開窓口において

行われると考えられるが、処理手続の簡易化、迅速化を図ることが望ましい。また、写しの交付の請求があったときは、必要に応じ応分の負担を求めつつ、これに応じることが望ましい。このほか、台帳情報を電子化し、閲覧室のパソコン端末で検索、閲覧できるようにすることも考えられる。

廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号、一部改正 平成 16 年法律第 40 号）

（指定区域台帳）

第十五条の十八 都道府県知事は、指定区域の台帳（以下この条において「指定区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、一部改正 平成 17 年環境省令第 7 号）

（指定区域の指定の公示）

第十二条の三十三 法第十五条の十七第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定区域の指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第十三条の二の規定による埋立地の区分（同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分（以下「埋立地の区分」という。））を明示して、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

（指定区域台帳）

第十二条の三十四 法第十五条の十八第一項の指定区域台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

- 2 前項の帳簿及び図面は、指定区域ごとに調製するものとする。
- 3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりとする。
 - 一 指定区域に指定された年月日
 - 二 指定区域の所在地
 - 三 指定区域の概況
 - 四 埋立地の区分
 - 五 土地の形質の変更の実施状況
- 4 第一項の図面は、次のとおりとする。
 - 一 土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面
 - 二 指定区域の周辺の地図
- 5 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。
- 6 法第十五条の十七第四項の規定により指定区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該指定区域に係る帳簿及び図面を指定区域台帳から削除しなければならない。

3 . 土地の形質の変更の届出等

3 . 1 土地の形質の変更の届出【法第 15 条の 19 第 1 項、規則第 12 条の 35、36、様式第 31 号の 3】

指定区域内において土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の 30 日前までに、土地の形質の変更について都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、軽易な行為等の場合には、届出を行わず、又は事後に行うこととなる。

届出事項は、指定区域の所在地、土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法、地下にある廃棄物の種類、廃棄物の搬出の有無及び搬出先、着手及び完了の予定日等とすること。また、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面、土地の形質の変更の施行に当たって周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書及び土地の形質の変更の施行に係る工事計画書等を添付すること。

【解 説】

1 . 総論

届出にあたっては、土地の形質の変更によって悪臭ガスや可燃性ガス等の発生、設備の損傷による安全性の低下等の生ずることのないよう、当該廃棄物埋立地に関する情報を事前に十分把握することが重要である。その上で、適切な土地利用計画、モニタリング計画及び工事計画等を策定すること（届出までの流れは、1 . 4 節の図 1-3 を参照。）

1) 事前調査

土地の形質を変更しようとする場合は、4 . 3 節で後述するように、当該廃棄物埋立地に関して、廃棄物の種類、設備の構造と位置、水質・ガス等の測定結果等の関連する情報を収集して、当該廃棄物埋立地の区分や生活環境保全上の支障が生ずるおそれが考えられる事項等について把握しておく必要がある。

2) 事前調査（現地調査）と届出

事前情報の収集によっても廃棄物の種類、土地の形質によって生ずるおそれがある生活環境保全上の支障の程度と必要な対策の内容等が予測できない場合は、廃棄物の種類やガス・保有水等の性状等の把握のための現地調査が必要となる。

埋立廃棄物の種類、保有水等の性状、ガスの性状等を把握するためにボーリング等試掘が必要である場合は、当該試掘は届出が必要な土地の形質の変更に該当するため、その行為の 30 日前までに届け出なければならない。

試掘に先立つ届出では、土地の利用計画などは未定であることが想定されるため土地利用計画等の書類は不要である。ただし、試掘により遮水工等の廃棄物埋立地の諸設備を損傷し生活環境の保全上支障を生じないことが明らかであることを届出書類から審査することとなることから、添付書類としてこれらが明瞭に分かる図面等が求められる。

なお、遮水工の位置が明確でない場合は、遮水工を損傷するおそれのある掘削（土

砂等の覆いの厚さを 50cm 以上残存できる場合を除く。)を伴う土地の形質の変更は原則として行うべきでないので、遮水工の位置を確認できるような調査を慎重に行う必要がある。

3) 土地利用工事に伴う届出

ボーリング等現地調査が必要でないと判断して土地利用工事の届出を行う場合、又は現地調査後に土地利用工事の届出を行う場合は、土地利用計画、モニタリング計画、工事計画等を添付することとなる。

廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号、一部改正 平成 16 年法律第 40 号）

（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
- 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号、一部改正 平成17年環境省令第7号）

（土地の形質の変更の届出）

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- 二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- 三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- 四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- 五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の内容
- 四 地下にある廃棄物の種類
- 五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
- 六 土地の形質の変更の完了予定日

（環境省令で定める行為）

第十二条の三十七 法第十五条の十九第一項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
 - イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
 - ロ 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ（令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号の規定において例による場合を含む。第十二条の四十第四号において同じ。）の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

2. 届出書類の内容

届出書類の記載事項及び添付書類の内容を表 3-1 に示す。また、添付書類と廃棄物処理法で定める施行基準との関係を表 3-2 に示す。添付書類は、表 3-2 に示す施行基準と対応したものである。

表 3-1 届出書類の記載事項及び添付書類の内容

	現地調査における掘削に係る届出書類	土地利用工事に係る届出書類
届出書類記載事項	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地 土地の形質の変更の内容（変更の種類、場所、施行方法。現地調査時の変更の種類は「試掘」とする。） 地下にある廃棄物の種類 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先 土地の形質の変更の着手及び完了予定日	
添付書類	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等 周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書（事前調査結果を含む。）	
	工事計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 試掘機械の種類 ・ 試掘の径と深さ ・ 試掘時の環境保全計画 ・ 試掘終了後の復旧計画 ・ 掘削廃棄物の適正処理計画 	土地の形質の変更の施行計画書（利用の内容を含む） 工事計画書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の場所 ・ 工事の内容と数量 ・ 工事工程 ・ 工事の施工方法 ・ 廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類 ・ 施工順序図 ・ 環境保全対策計画 ・ 掘削廃棄物の適正処理計画

表 3-2 土地利用に係る土地の形質の変更の届出添付書類と施行基準の関連

添付書類 \ 施行基準	生活環境保全上の支障が生じないための措置				設備の機能維持	モニタリング
	廃棄物の飛散・流出防止	ガス処理	内部保有水処理	覆いの機能の修復		
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面				-		-
生活環境に及ぼす影響についての調査計画	-	-	-	-	-	
事前調査結果						
廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等	-	-	-			-
工事計画書						-
土地の形質の変更の施行計画書						-

*それぞれの添付書類は、印を付した施行基準との適合状況を判断するために用いられる。

*ガス処理は、悪臭ガス及び可燃性ガス等の対策をいう。

*内部保有水処理は、浸透水、保有水等の適正処理をいう。

届出書類の記載事項及び添付書類の内容の詳細について、以下に示す。

- (1) 地下にある廃棄物の種類（現地調査における掘削に係る届出の場合は除く。）
 土地の形質の変更を行おうとする廃棄物埋立地について、表 3-3 のいずれかの区分について記載すること。

表 3-3 廃棄物埋立地の区分と内容

区分	内容
【令第13条の2第1号】	廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
【令第13条の2第2号】	廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地
【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】	廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの
【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】	市町村又は廃棄物処理業者が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る埋立地のうち、廃止されたもの
【令第13条の2第3号ロ、規則第12条の32】	法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置が講じられた廃棄物の埋立地

また、廃棄物の種類については、法第 19 条の 10 に定める届出台帳及び維持管理記録等に記載された情報を用いて記載すること。廃棄物の種類が平面的又は深さ方向に大きく異なる場合にあつては、場所による廃棄物の相違を平面図等を用いて明確にすること。なお、該当する情報がない場合は、届出事項調査のための試掘による内部廃棄物の性状調査を実施し報告すること。

- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

土地の形質の変更を行う指定区域の位置と範囲、及び土地の形質の変更を行おうとする範囲についての情報を方角と縮尺、又は寸法を付して記載すること。これらの面積（実測）についても記載すること。また、指定区域の全景、土地の形質の変更以前の利用状況、土地の形質の変更の場所が把握できる写真を添付すること。試掘の場合は位置についても明示すること。

- (3) 廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等

位置関係を記載する設備の種類

地滑り防止工、沈下防止工、及び擁壁等の他、安定型埋立地においては浸透水集排水設備、浸透水採取設備等、管理型埋立地においては浸出液処理設備、保有水等集排水設備、開渠その他の設備、遮水工等、遮断型埋立地においては開渠その他の設備、外周仕切設備、及びこれらに準ずる各種構造物の平面的位置及び深さ方向の位置について、法第 19 条の 10 に定める届出台帳に記載された情報及び維持管理記録に記載の情報を用いて平面図又は断面図に記載すること。なお、区画埋立の実施された処分場においては土地の形質の変更が行われる区画の情報の

みを用いてもよい。

留意事項

地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等については土地の形質の変更地点との位置関係を明確にするとともに、可能であれば現状の強度や管理状況についても記載すること。

底部遮水工については、その存在が明らかでない場合においては調査によって遮水機能（周縁地下水が汚染されていないこと）を評価して記載すること。

地下水集排水設備、保有水等集排水設備又は浸透水集排水設備、ガス抜き設備、及び地下水観測井、浸出液処理設備、開渠その他の設備、開口部の覆いについては、その設置状況や稼働状況について記載すること。

また、これらに準ずる各種構造物の設置の状況についても適宜記載すること。

覆いについては、必要に応じて覆いの素材（土質や材料、厚さ等）及び強度についても記載する。

- (4) 土地の形質の変更の施行計画書(現地調査における掘削に係る届出の場合は除く)
土地の利用に係る計画、土地の形質の変更計画について記載した下記の書類を添付すること。

また、土地の形質の変更に係る生活環境保全上の支障を未然に防ぐための保有水等集排水設備、水処理施設、ガス抜き設備、悪臭・飛散防止対策、観測井の設置等の措置が必要な場合は、当該設備の設置に関する計画を記載すること。地下埋設物（下水道、ガス、水道、電気、雨水排水、トンネル等）を設置する場合は、その平面図、断面図、構造図等を添付すること。

- ・ 土地利用の内容を記載した書類
- ・ 平面図、立面図、構造図等
- ・ 土地形質の変更の範囲、深さ、高さ等が把握できる書類

- (5) 工事計画書

工事計画は、土地の形質の変更に係る具体的内容を示した書類であり、下記の内容を含むものであること。

現地調査における掘削に係る届出の場合

- ・ 試掘機械の種類
- ・ 試掘の径と深さ
- ・ 試掘時の環境保全計画（泥水処理、掘削した廃棄物の処理計画、ガス対策、臭気対策等）
- ・ 試掘終了後の復旧計画

土地利用工事に係る届出の場合

- ・ 工事の場所
- ・ 工事の内容と数量
- ・ 工事工程

- ・ 工事の施工方法
- ・ 廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類
 - 構造計算書、安定計算書（貯留構造物、集水管、法面、地盤沈下等に対して機能が維持されることを計算したもの。ただし、荷重の増加を伴わないなど、支障が生ずるおそれがないことが明らかなものは除く。）
 - 廃棄物埋立地設備の機能を変更する場合の代替施設配置図・構造図等
- ・ 施工順序図
- ・ 環境保全対策計画（支障が生ずるおそれがないことが明らかなものは除く。）
 - 廃棄物飛散・流出防止措置
 - 悪臭ガス・可燃性ガス等防止措置
 - 内部保有水等処理
 - 覆いの機能修復措置 等
- ・ 掘削廃棄物の適正処理計画（搬出計画）
 - 搬出場所の名称、住所、連絡先
 - 搬出先の施設の種類と能力
- ・ その他（労働安全環境確保措置等）

(6) 周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査計画（現地調査における掘削に係る届出の場合は除く。）

土地の形質の変更に係る表 3-3 のモニタリング計画を添付すること。ただし、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、除外することができるものとする。モニタリング計画の内容は、後述する「4.5.1 モニタリングと環境保全対策」によること。

また、表 3-4 の事前調査結果も併せて添付すること（ただし、現地調査における掘削に係る届出の場合は除く。）。ただし、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、除外することができるものとする。これらは、維持管理記録の情報がある場合はその情報に基づき記載すること。該当する情報がない場合は、ボーリング等試掘による現地調査を実施し報告すること。事前調査の内容は、「4.3 事前調査」を参照する。

(7) その他

必要に応じて、下記の事項についても添付すること。

- ・ 過去において実施された環境保全対策に係る記録及び書類

モニタリング計画、事前調査結果、工事計画及び掘削廃棄物の搬出計画は、廃棄物埋立地の廃棄物による区分と土地利用の形態に応じて、生活環境に支障が生ずるおそれが少ない項目については添付しなくともよい。この関係を表 3-4 に示す。

表 3-4 廃棄物埋立地の廃棄物による区分・土地利用形態と計画内容の対応

添付書類	廃棄物埋立地の 廃棄物による区分 添付内容	安定型埋立地			管理型埋立地 管理型混入安定型埋立地 特管物混入管理型埋立地			遮断型埋立地
		表層	中層	底層	表層	中層	底層	表層
モニタリング計画	廃棄物の飛散・流出	○ ^{*1}	○	○	○ ^{*1}	○	○	○ ^{*1}
	悪臭	○ ^{*2}	○	○	○ ^{*2}			○ ^{*2}
	可燃性ガス等							
	放流水							
	周縁地下水							
	構造物等の変位 ^{*3}							
	地中温度	-	-	-				-
事前調査結果	廃棄物組成							
	ガス量と性状							
	内部保有水の水位と水質	^{*4}	^{*4}	^{*4}				
	放流水の水質	^{*4}	^{*4}	^{*4}				
	周縁地下水及び土壌分析	^{*4}	^{*4}	^{*4}				
	地盤の土質力学特性							
	地中温度	-	-	-				-
工事計画	廃棄物埋立地設備の機能維持							
	搬出計画	-			-			-
	その他工事計画							

*1: 荷重の増加に伴い法面の安定性が低下する場合に限る。

*2: 廃棄物の締め固めに伴うものに限る。

*3: 荷重の増加に伴い安定性が低下する場合に限る。

*4: 工事中の影響を監視するため、浸透水や周縁地下水が採取できる場合は、工事着手前に把握しておくことが望ましい。

廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号、一部改正 平成 16 年法律第 40 号）
 （土地の形質の変更に関する措置命令）

第十九条の十 指定区域内において第十五条の十九第四項に規定する環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3.2 事後の届出【法第15条の19第2項及び第3項】

「指定区域の指定時に既に着手している行為」、「非常災害のための応急措置として行う行為」については、事前の届出は要しないが、事後に届け出なければならないものとする。

【解説】

書式並びに添付書類は、3.1節の土地の形質の変更届出と同様である。

廃棄物処理法（昭和45年法律第137号、一部改正平成16年法律第40号）
（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十五条の十九

- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号、一部改正平成17年環境省令第7号）
（既に土地の形質の変更着手している者の届出）

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
 - 三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
 - 四 土地の形質の変更の内容
 - 五 地下にある廃棄物の種類
 - 六 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
 - 七 土地の形質の変更の着手日
 - 八 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- 2 前項の届出書には、第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出）

第十二条の三十九 前条の規定は、法第十五条の十九第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項第八号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

3.3 事前の届出を要しない土地の形質の変更【法第15条の19第1項ただし書、規則第12条の37】

法第19条の10第1項に規定する措置命令に基づく支障の除去等の措置として行う行為、通常の管理行為等、指定区域の指定時に既に着手している行為、非常災害のための応急措置として行う行為については、事前の届出を要さないこととした。

「通常の管理行為等」とは、埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う修復又は点検のほか、次の 、 に掲げる要件を満たすものをいう。

盛土、掘削又は工作物の設置に伴って生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。

掘削又は工作物の設置により令第3条第3号ホ（令第6条第1項第3号及び令第6条の5第1項第3号においてその規定の例によることとされた場合を含む。規則第12条の40第4号において同じ。）の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

【解説】

盛土や掘削、構造物の設置、植栽や舗装などの土地の形質の変更は、擁壁等の安定性を阻害する可能性や地下にある廃棄物の分解・安定化環境を変化させることによるガスや水質の悪化等を招く可能性が考えられる。

なお、事前調査であっても、ボーリングなどの掘削（土砂等の覆いの厚さを50cm以上残存させる場合を除く。）は、ガスによる火災等の発生、臭気の発生等の生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるので、軽易な行為等には該当しない。

しかし、土地の形質の変更に伴い生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある廃棄物埋立地であっても、通常の管理や軽易な行為等の一定の行為については、新たな環境リスクを生じさせる可能性が十分に小さいことから、これらについては届出を要さないこととしたものである。

1. 軽易な行為等の基本的な考え方

1) 増加荷重について

(1) 軽易な行為とみなす増加荷重の目安

廃棄物埋立地を盛土する場合、擁壁等流出防止設備又は造成法面の安定性を損なわない場合のみ軽易な行為とする。通常、盛土造成に伴う擁壁等の安定計算を行う場合、宅地においては約10kN/m²、堤防などの車両通行を前提とする場合は20kN/m²の上載荷重を想定している（道路土工指針、河川砂防技術指針等）。

したがって、盛土等による増加荷重は、概ね20kN/m²以下（単位体積重量1.8t/m³の土砂で概ね厚さ1m以下の盛土に相当する。）である行為が軽易な行為の目安となる。

(2) 安全性の確認が必要な場合

安定計算による安全率が大きく確保されている場合や擁壁等流出防止設備や法面端部から十分に離隔距離を確保している（盛土位置が法面端部又は擁壁等流出防止

設備から、概ね埋立高さと同様な距離離れている場合) ことにより、荷重増加の影響が構造物に支障が生じないと推定される場合であっても、一律に軽易な行為等に該当するとはいえないことから、事前に構造計算で確認した上で擁壁等流出防止設備等に支障がないか確定する必要がある。

(3) 設備が現に変形している場合や設備を改善する場合

土地の形質の変更の時点において現に擁壁等流出防止設備や法面に变形が生じている場合は、小規模な盛土といえ荷重を増加することは危険であるので、このような場合は軽易な行為等とはならない。

また、廃棄物埋立地に設置された諸設備の形質の変更は、廃棄物埋立地内貯水の発生、擁壁等流出防止設備の強度低下等が生ずる可能性があるため、軽易な行為等には該当しない。

2) 掘削深さについて

(1) 軽易な行為等とみなす掘削

廃止基準では、最終の覆いを土砂等で厚さ50cm以上施工することが義務づけられている。この覆いの機能により廃棄物の露出、臭気・ガスの発散、雨水の浸透防止等が図られている。したがって、土地の形質の変更に伴って覆いの厚さが50cmを下回るような掘削をすることは、廃止基準を満足しない状態となることから、土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな場合における掘削を軽易な行為等とする。

(2) 諸設備の形質の変更を伴う場合や覆いの厚さが不明な場合

廃棄物埋立地の諸設備の形質の変更を伴う場合、前項で述べた理由で軽易な行為等とはしない。

土砂等の覆いの厚さが不明な場合、小規模な掘削であっても残存する覆い厚さが50cm以上確保できるか事前に確認できない場合がある。このような場合における掘削は、小規模であっても軽易な行為等とはならない。

3) 試掘について

事前の試掘を行うことにより、土砂等の覆いの深さや廃棄物内容を確認することが必要である場合にあっても、下記の理由により上記2)(1)に該当しないような試掘は軽易な行為等とはならない。

シート位置が事前に確認できない廃棄物埋立地の場合、不用意に試掘を行うとシート等遮水工を破損してしまう危険性が否定できない。

シートの位置が事前に確認できる場合にあっても、その本数や密度によって臭気が発散するなど生活環境に支障を生ずることが危惧される。

4) 廃棄物埋立地諸設備の補修・補強等の行為

擁壁等流出防止設備、ガス抜き設備、遮水工、埋立造成法面、保有水等集排水設備又は浸透水集排水設備、地下水集排水設備の廃棄物埋立地内又は廃棄物に接触して存

在する諸設備は、むやみに形質を変更すると安全性の低下、排水不良、保有水等の直接漏出等の影響が危惧される。したがって、亀裂、変位等の補修又は補強以外は軽易な行為等と認めないこととする。

遮断型埋立地の場合にあっては、外周仕切設備、覆い、点検設備の機能を修復又は補強する行為であって、廃棄物の掘削を伴わない行為のみが軽易な行為等となる。

2. 軽易な行為等の具体的内容例

軽易な行為の具体的な内容は、一例として下記のような行為がある。

1) 造成等開発の例

一定の規模以上の造成等に係る行為のうち軽易な行為等に該当するものとしては、荷重の増加により諸設備に影響を生じないことが明らかな行為、かつ掘削により土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな行為であって、下記に該当する行為が挙げられる。

ここで、一定規模以上とは、開発面積が500m²以上の行為とする。

- ・ 切盛土造成
- ・ 客土・不陸整形
- ・ 土砂等の覆い内の土質改良
- ・ 種子吹き付け、伐採・植栽（花壇を含む）
- ・ 荷重20kN/m²以下の小構造物の設置（アンテナやポール等の柱構造物、フェンス等囲い、門扉等）
- ・ 法面保護工
- ・ 埋設物設置（電気配管、水道配管、ガス配管、電話配管、雨水暗渠、下水暗渠）
- ・ 雨水側溝

2) 小規模な土地の例

一定の規模以下の造成等に係る行為のうち軽易な行為等に該当するものとしては、荷重の増加により諸設備に影響を生じないことが明らかな行為、かつ掘削により土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな行為であって、前述した造成等開発の例に加え、下記に該当する行為が挙げられる。なお、小規模開発の場合は、廃棄物埋立地全体に及ぼす影響が軽微であることから、増加荷重の超過や覆いの機能の損傷がごく部分的に止まる場合は、軽易な行為とみなすことができる。

ここで、一定規模未満とは、開発面積が500m²未満の行為とする。

- ・ 個人住宅の増改築（テラス、ベランダ等、駐車場の屋根等）
- ・ プレハブ小屋・物置、動物小屋等の設置（杭を打たないものに限る。）
- ・ 池の設置、形質の変更

廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号、一部改正 平成 16 年法律第 40 号）

（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
- 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、一部改正 平成 17 年環境省令第 7 号）

（環境省令で定める行為）

第十二条の三十七 法第十五条の十九第一項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
 - イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
 - ロ 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ（令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号の規定において例による場合を含む。第十二条の四十第四号において同じ。）の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。